

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年3月19日

河内長野市高向・上原土地地区画整理組合

理事長 山本 忠行 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和8年2月26日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

## 記

### 1 回答

Bは、照会書に掲げられた2.(4)の業務を遂行するにあたり、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する建設業の許可を受けることを要しない。

### 2 見解及び根拠

法第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で同法別表第一の上欄に掲げるものと規定されており、同条第2項において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」とこととされている。また、法第3条第1項において「建設業を営もうとする者」は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、許可行政庁による許可を受けなければならないこととされている。

ここで、A及びBの間で施主代行委任契約が有効に成立する限りにおいて、当該契約に基づきBがAに委任されて実施する2.(4)に掲げられた行為は建設工事の完成を請け負う営業としての実態を有するものとは解されないことから、Bは法第3条第1項の規定に基づき建設業の許可を受けることを要しない。